

国保年金

だより
KOKUHONENKINDAYORI

高額な外来診療を

受ける皆さまへ

今年4月1日からは、高額な外来診療を受けたとき、限度額適用認定証および被保険者証、または被保険者証（70歳以上の方は高齢受給者証）を提示すれば、ひと月の医療機関などの窓口での支払いが一定の金額にとどめられます。

これまででは、高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただき、後で市の国民健康保険から高額療養費としてお返ししていましたが、4月1日からは、医療機関などの窓口で限度額適用認定証および被保険者証、または被保険者証（70歳以上の方は高齢受給者証）を提示すれば、限度額を超える分を支払う必要はなくなります。また、保険薬局、指定訪問看護事業者についても同様の取り扱いを受けることができるようになります。

その場合、70歳未満の方と70歳以上の非課税世帯などの方は、事前に国保年金係で申請を行い、限度額適

用認定証の交付を受ける必要があります。

申請の際は、国保被保険者証・認印をお持ちください。詳しくは国保年金係にご相談ください。

また「認定証」を提示しない場合は、従来どおりの手続き（高額療養費の支給申請をし、差額が後日支給となります）となります。

※平成24年3月31日以前に交付された限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証についても記載されている有効期限までは使用することが可能です。

※それぞれの医療機関等ごとに来外の高額療養費の算定をするため、同じ月に複数の医療機関などを受診した場合など、高額療養費に該当する場合は、従来どおりの申請が必要となります。

※手続きは加入している医療保険者になります。社会保険などに加入している方については、ご加入の医療保険者にご相談ください。

◆問い合わせ先

市民課 国保年金係

（内線125～127）

国民年金加入の方に「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が届きます

平成23年中に国民年金保険料を支払った方が、確定申告の際に社会保険料控除を受けようとする場合、国民年金保険料を納付したことを証明する書類「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が必要です。平成23年1月1日から9月30日までの間に保険料の納付があった方には、11月中に日本年金機構より控除証明書が発送されています。なお、10月1日から12月31日までの間に、はじめて保険料を納付された方については、平成24年2月中に控除証明書が発送されます。

詳しくは、広報もとみや11月号をご覧ください。

- ◆問い合わせ先 控除証明書専用ダイヤル ☎0570-070-117(ナビダイヤル) (IP 電話、PHS 電話は、03-6700-1130)
〈受付期間〉平成24年3月15日(木)まで
〈受付時間〉○月曜日～金曜日：午前8時30分～午後5時15分
月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は午後7時まで受付
○第2土曜日：午前9時30分～午後4時 ※祝日を除く。

65歳からの方も高齢者肺炎球菌予防接種を受けることができるようになりました

東日本大震災により被災した高齢者を支援するため、65歳以上の方も高齢者肺炎球菌ワクチンを受けていただくことができるようになりました。肺炎球菌ワクチンを受けて高齢者の肺炎を予防しましょう。肺炎は日本人の死因の第4位です。肺炎は細菌やウイルスなどが原因で引き起こされますが、その中で最も多いのが肺炎球菌によるものと言われています。肺炎球菌による肺炎を予防するには、予防接種が有効です。肺炎球菌ワクチン接種は予防接種法に基づかない、任意の予防接種です。医師の説明を受け、十分に納得したうえで接種を受けてください。

■対象者／福島県内に住所を有する方で、65～69歳の方(昭和22年4月1日までに生まれた方) 5年以内に接種している人は対象になりません。

■費用／無料

■受け方／事前に医療機関に予約のうえ受けてください。予約票は医療機関の窓口にあります。ただし、県外の医療機関で接種を希望される場合は、保健課に申請などの手続きが必要です。

■実施期間／3月31日まで(23年度のみ助成です)

※1月25日以降、申込の受付を開始します。ただし、医療機関によっては、ワクチンの確保状況により接種可能日が異なりますので、医療機関にご相談ください。

◆問い合わせ先 保健課(えぼか内)健康増進係 ☎63-2780

お子さんの**予防接種**はお済みですか？



予防接種には、予防接種法に基づいて行われる**定期予防接種**と、接種者の希望などで行われる**任意予防接種**があります。

定期接種は種類や対象者、回数、間隔などが定められているので、対象の年齢を過ぎる前に受けなくてははいけません。忘れていないものがないか、もう一度お子さんの母子手帳を確認してみましょう。

定期接種

| | 対象年齢 | 接種回数 | 接種間隔 |
|--------|---|--------------------|---|
| 3種混合 | 生後3カ月～7歳半 | 初回3回 | 20日以上56日(3～8週間)の間隔を置いて3回 |
| | | 追加1回 | 初回接種終了後1年の間隔を置いて1回 |
| ポリオ | 生後3カ月～7歳半 | 2回 | 41日以上の間隔をおく |
| 日本脳炎 | 20歳まで (平成4年6月1日から平成19年4月1日生まれで1期・2期の接種が終わっていない方) | 1期 初回2回 追加1回 | 6日～28日の間隔をおく 初回接種後おおむね1年の間隔をおく |
| | | 2期…1回 | 1期接種を終えた9歳以上 (1期追加の接種後から6日以上の間隔をあげれば接種できますが、厚生労働省では、おおむね5年の間隔を置いて接種するのが望ましいとしています) |
| 2種混合 | 11歳～13歳 | 1回 | |
| 麻しん風しん | 1期…1歳～2歳未満 | 2回 | |
| | 2期…小学校就学前 平成17年4月2日～ 平成18年4月1日生まれ | | |
| | 3期…中学1年生相当の年齢 平成10年4月2日～ 平成11年4月1日生まれ | | |
| | 4期…高校3年生相当の年齢 平成5年4月2日～ 平成6年4月1日生まれ | | |

3種混合 ジフテリア、百日咳、破傷風の予防接種です。感染すると、命を落とすこともある病気です。百日咳は、近年大人の患者がみられているので、そこから乳幼児に感染する危険性があります。破傷風菌は土の中に菌がいるので、感染する機会は常にあります。きちんとした免疫をつけるためには、回数を重ねる必要があります。受け忘れが多いので注意しましょう。

ポリオ ポリオは「小児まひ」とも呼ばれ、ポリオウイルスによる四肢にまひを引き起こします。この予防接種は、春と秋と集団で行いますので、市から個別通知が届きます。

日本脳炎 ブタなどの体内で増えた日本脳炎ウイルスが蚊によって媒介され人に感染し、急性脳炎や、髄膜炎を引き起こします。平成17年～21年まで、接種のお勧めを行っていませんでしたが、新たなワクチンが開発され、現在は通常通り受けることができます。平成4年6月1日～平成19年4月1日生まれで、まだ1期・2期の接種が終わっていない方は20歳になるまでの間受けることが可能です。

2種混合 ジフテリアと、破傷風の予防接種です。3種混合が4回終了している状態で受けることで免疫が上がるので、きちんと受けているかどうか確認しましょう。

麻しん風しん混合 麻しん(はしか)は、感染力が非常に強く、かかるとまれに急性脳炎を起こしたり、死亡したりすることがあります。風疹は妊娠初期に感染すると、先天性風疹症候群という心臓病や白内障、聴力障害などの障害を持った児が生まれる可能性が高くなります。1回の予防接種では免疫を獲得できない方がいるため、確実に2回の予防接種を受けることが大切です。1期以外は平成24年3月31日までが定期接種の対象期間です。まだ接種していない方は早めに受けるようにしましょう。

任意予防接種

現在3種類の予防接種の費用の助成を行っています。対象者またはその保護者が接種を希望する場合に行う接種です。申請時にお渡しする説明書の内容をよくご確認いただき、医師とご相談のうえ接種を受けていただくことになります。

子宮頸がんワクチン

対象者へは個別にお知らせをしており、今年度の申請期間は終了しています。3回の接種を平成24年3月31日までに終了する必要があります。接種が完了していない方は今年度中に接種を行うようにしてください。

Hib ワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン

生後2カ月～5歳未満の乳幼児が対象です。接種を希望する方は、母子健康手帳と印鑑をお持ちになり、えぼか内の保健課または白沢保健センターで接種申請を行ってください。

予防接種と聞くと副反応が心配なため、接種に消極的な保護者さんもいますが、日本のワクチンは世界で使われているワクチンの中でも優れており、副反応の頻度も少ないと考えられています。しかし、子どもさんの体質はそれぞれ違うため、副反応が生じる場合もあります。お子さんの体をよく分かっているかかりつけ医に体調をよく診てもらい接種が可能であるかをよく相談したうえで予防接種をうけるかどうか判断することが大切です。

◆問い合わせ先 保健課(えぼか内)健康増進係 ☎63-2780